

# 成田治安法 に異議あり

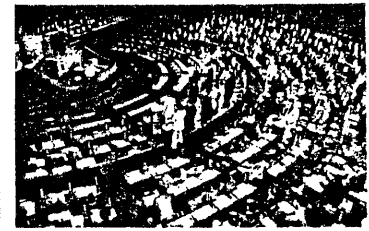
青島幸男  
寺田熊雄  
志苔裕  
矢田部理  
江田五月  
田英夫  
葉山岳夫

破防法研究別冊

1989.12.1 / 破防法研究会発行

# 来週初めにも発動

## 成田新法が成立



成田新法が成立。公明、社会、新進の賛成多数で可決。成立後、成田空港は12日午後4時46分

### まず使用禁止処分

### 第一要さいなど不明確な対象限定

### 乱用の懸念めぐる

### 成田 拙速新法問題点も数々



### 特効薬にはならぬ

### 八月末にも回航

### 入港を実力阻止

### 平和、直令

### 栄光と挫折



◇◇12

### 破防法研究別冊

# 成田治安法 に異議あり

- 青島幸男 (元参議院議員・二院クラブ)
- 寺田熊雄 (元参議院議員・社会党)
- 志苦裕 (元参議院議員・社会党)
- 矢田部理 (参議院議員・社会党)
- 江田五月 (衆議院議員・社会民主連合)
- 田英夫 (参議院議員・社会民主連合)
- 葉山岳夫 (弁護士)

1989. 1. 2 / 破防法研究会発行

# もつと論議を

## 破防法研究会

成田治安法（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法）は、希代の悪法である。

この法律は、憲法と民主主義の原則を百パーセント否定している。国家権力のむきだしの暴力・強権発動の合法化、一言でいって近代憲法とも、近代刑法とも、近代行政法ともまったく無縁な法の名に値しない法、それが成田治安法である。これは、あきらかに非常事態、危機管理に名をかゝりた、有事立法の先取りである。

制定直後の訴訟で千葉地裁に意見書を出した江橋崇法政大学教授は、これを「奇怪な法律」と呼んだ。悪名高い破防法（破壊活動防止法）でさえ、これに比べればまだマシに見えてくるほど、この法律はデタラメである。

この成田治安法が、さる九月一九日、二期工事が進む現地にある九カ所の建物に適用された。これによって生じたことは、空港周辺三キロにおいて、憲法が国民に保障している財産権を含む基本的人権が、むこう一年にわたって停止されたということである。それが戒厳令と違うのは、ただ住民の生殺与奪の権を握っているのが軍隊ではなく、運輸大臣の皮をかぶった警察権力だという点のみである。

この小冊子は、制定当時、国会でこれに反対した六人の国会議員（社会党、社会民主連合、二院

クラブ）と、ながく成田空港反対闘争にかかわる弁護士活動をつづけてきた葉山弁護士の意見を中心に構成した。成田治安法の問題点は、このなかで十分あきらかにされている。

ここでは、とくにつぎの点のみ強調しておきたい。この法律は、要するに、時間と空間を限って憲法と民主主義を停止する法律だが、しかし、時間と空間は本当に限られているのか、という問題である。

第一条には、「当分の間」という言葉がある。この法律が制定されたのは、一九七八年五月三日だが、それは五月二〇日に予定されていた開港を、反対派の抵抗をおしきって実現するための、あくまで暫定的な時限立法であるかのように説明されていた。しかし、この法律はその後生きつづけて、一一年後の二期工事のために、より大がかりに発動された。今後、空港反対闘争が続くかぎり、この奇怪な法律もまた消えることはないだろう。

適用地域という点でも、第二条にあるとおり、空港周辺三キロだけではなく、政令で定めた空港関連施設の周辺三キロもふくまれる。いくらでも拡大しうるのだ。さらに成田治安法案が検討されはじめた初期の段階では、自党内で「核ジャックの危険」を理由に、原発の周辺にも適用できるようにしようという論議まで出ていた（78・3・31読売）。

成田は成田だけの問題ではない。全国の住民の問題であり、明日の日本の問題である。いま、成田の例外をこのまま許しておいて、例外が日本を支配する時代はもう二度と再び来ないなどと誰が保障しえようか。

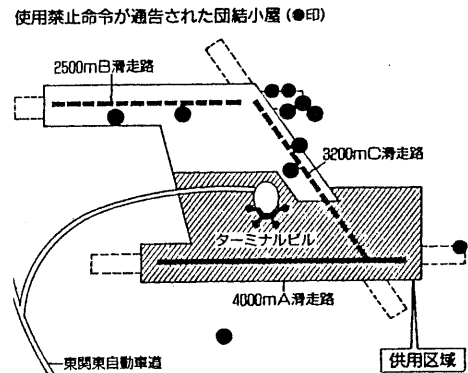
この小冊子が、成田治安法に関する論議の輪をひろげるために役立つことを心から期待する。

# 人民の生きる権利の否定

葉山岳夫（三里塚芝山連合空港反対同盟顧問弁護士事務局長）

——まず成田治安法発動の狙いについてお話し下さい。

葉山 成田治安法にもとづく「使用禁止命令」は、現行法ではいかんともしがたい政府・公団の用地取得の手づまり状態を憲法違反の成田治安法で打開しようとするものです。政府の狙いは敷地内外の反対同盟、全国の支援を意識的に分断することにあります。七八年五月の木の根団結砦と岩山団結小屋に、七九年二月横堀要塞に、「使用禁止命令」がだされ以後継続しています。八七年には木の根団結砦が除去され、不法に占拠されるといふ状況が生まれています。今回は二期決戦の天王山という状況下で、警察主導で団結小屋を撤去



に持ち込むという狙いがあると思います。

「暴力主義的破壊活動者」とはなにか

——成田治安法は憲法違反と批判されていますが、具体的にはどういうことですか。

葉山 成田治安法では「暴力主義的破壊活動等」「暴力主義的破壊活動者」という用語が使われているわけですが、こういう用語そのものがいまい極まるということです。言葉のみを取り上げると非常に破壊活動を専らとするような人々のみにたいして適用されるような印象を与えるわけですが、その内実たるやまったくあいまい極まるものです。それは「破壊活動防止法」以上です。

まず「暴力主義的破壊活動等」とは、「航空機の航行を妨害する」行為を言っているわけですが、その具体的内容は一般的な「公務執行妨害」や「暴力等処罰にかんする法律」というものまでであり空港反対闘争のすべてを含むような内容になっていません。

さらに「暴力主義的破壊活動者」とは、「暴力主義的破壊活動等を行い暴力主義的破壊活動等を行う恐れがある者」と、「等」という文字が「暴力主義的破壊活動」の上につき、さらにその上に「行う恐れがある」というあいまいな言葉までついています。これでは、空港に反対する者はすべて含まれることになってしまいます。

このように処罰の規定があいまいだということ

は、憲法三一条（法定手続きの保障）にはじめから違反します。要するに団結小屋に寝泊まりする者、現地で反対運動を行う者をはじめ三里塚闘争にかかわった人のすべてと三里塚闘争が処罰の対象になっているわけです。衆院法制局の答弁においても対象者のあいまいさは明らかです。

今回の「使用禁止命令」は「多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用に供される恐れがある」という成田治安法の三一条一号にあたるということだけでされているわけですが、このこと自体も問題があります。空港反対運動は社会運動、農民運動、住民運動であり、多数の者がその団結小屋に集合し闘争を行うということは当然のことです。それは憲法でも「集会・結社・表現の自由」として保障されていることです。それをあいまい極まる「暴力主義的破壊活動者」という定義を用い、その団結小屋に集合することを否定するということは、憲法に真向から違反するものです。いまだかつて集合まで禁止する法律は、戦後の治安立法ではなかったことです。

この法律の特徴は、工作物など建造物の封鎖、除去に狙いをつけているところにあります。七八

年の四月に横堀要塞が警察に差し押さえられたことがありました。それにたいしては弁護団は準抗告を行い、千葉地裁で差し押さえが取り消されました。最高裁でも千葉地裁の取り消し決定が支持され、千葉県警はいったん差し押さえた横堀要塞を反対同盟に返還せざるをえなかったわけです。

成田治安法は、このように現行法上はいかなる意味でも許されなかった建物そのものの処罰をするといふとんでもないものです。人がそこに集合するからといって建物を使用禁止し、さらに封鎖・除去する。建物の破壊を当初からもくろんでいるわけです。そういう意味では憲法三一条の法定手続の保障のみならず憲法二九条の財産権の保障にも真向から違反するものです。

#### 運輸大臣―警察による一方的認定

その上でこの法律は司法機関の関与をはじめから排除しています。運輸大臣が「暴力主義的破壊活動に供している」と認定するとなつていますが、実際は千葉県警が認定したものを運輸大臣が追認します。その過程において第三者機関あるいは司法機関の介入がまったく排除されている。まった

く例のない大変な憲法違反です。消防法等には、「火災の際の破壊消防」という「除去」にあたるものがありますが、これは現に延焼を防ぐといふ具体的な要件があります。

しかも他人の財産にたいして使用を禁止するか、封鎖し取り除くというのは「告知・弁解・防衛の機会が与えられなければならない」ということが憲法秩序の大前提となつています。最高裁においても密輸に用いた他人の船を没収するのに「告知・弁解・防衛の機会が与えられていない」ということで違憲の判決がでています。

六二年一月二八日のその判決では「第三者の所有物を没収するに当たっては告知・弁解・防衛の機会を与えることが必要で、そのための手続きを定めることなく第三者の所有権を侵害することは、憲法三一条、二九条に違反する」と言っています。「補償規定があるではないか」ということとにたいしても「事後にいかなる権利救済の方法が認められるか」ということは、別個の問題である」とそれを退けている。そのことを見ても徹頭徹尾憲法違反なのです。

——建物をしょっぴくというのは戦後の治安法でありますか？

葉山 いえ、戦時立法だけです。運輸大臣に全権限を与えている点は重大です。土地収用法の行政代執行の場合は収用委員会の裁決にもとづくわけですが、第三者機関の裁決というものがまがりなりにもある。成田治安法はそんなものまでとっばらっている。憲法違反の破防法でもかなり絞りがかかっている、形式的ですが第三者機関の審議があるわけです。制定当時私は「成田治安法は成田破防法である」と言いましたが、それ以上の悪法です。

#### 人民が生きる権利を否定するもの

——今回の適用は明らかに拡大適用されていると思いませんか？

葉山 成田治安法の本質からこういふ拡大適用は不可避です。具体的要件にあたらぬといふ意味においては前々からそうだったと言えるわけですが、今回のことで「暴力主義的破壊活動者の集合の用に供している」といふ具体的事実があるのか、ということとまったくない。運輸省があげた理由

は、新聞記者の話だと二年前くらいの事件らしい。そういう意味では全面的反動化が進んだと言えます。

——団結小屋は反対同盟と支援の交流の場、支援の生活の場、援農の宿泊場所でもあります。この法律は反対闘争について全否定していると思いませんか？

葉山 そうです。人民の生きる権利ということを根底から否定しようという、もうそれは憲法以前の問題ですね。ここで農業を代々行ってきた農民の生きる権利、それを支援して反対行動を行うこと自体を否定しようというものです。基本的な人権を否定するあからさまな挑戦といわざるをえません。

——江藤運輸相の発言を見ると「空港の安全確保」といふこの法律の建前については一言も口にしないで、農民から土地を取るためには「過激派」は邪魔だから成田治安法を発動するとストリートに言っています。

葉山 言語道断です。運輸大臣は特別公務員で



す。その特別公務員の側から憲法秩序を大いに踏みにじっている。これはいわば「上からの内乱」です。じっくり審議すれば裁判所において、違憲の判決が出ることは間違いないと思います。成田治安法を、そもそも空港建設そのものの違法性には目をつむって、ひたすら「過激派」、すなわち支援の排除に使うということは違法極まりない。

——今後どのような展開をとげそうですか。

葉山 今後警察、公団が立ち入り調査として現れて、その中で暴力事件があったとデッチあげて封鎖・除去をやってきたり、警察官の家宅捜索に抵抗があったということで除去するということが考えられます。団結小屋の除去で敗北主義を増幅し、それで屈服を強要しようとしています。政府は極力早めに除去・封鎖をしようとするのはまづがないことです。

警察国家への道をひらく

——成田治安法は、これまでも何度か裁判で争っていますか。

葉山 問題はこの命令は一年という期限がある

ことです。訴状をだして主張のやりとりをしているうちに、一年たってしまう、運輸大臣の方で「前のは失効した。今適用されたのは新しいものだ」ということで、前の件について取り消しを求める利益がないと逃げ、判断を回避するわけです。今回は損害賠償請求も加えて、却下の攻撃を阻止し、とにかく憲法違反という判決を出さざるをえないように裁判闘争においても終始緊張し弁護活動を展開していきたい。

裁判所としては一年ごとに新たな命令をだしたので、一年ごとの命令の取り消しをしなければならぬ、そういうようなかたちで前の処分を却下するというようなことをやっています。

千葉地裁は「暴力主義的破壊活動者とはいかなる者を指すのかの点はさておき」と言って、肝心な点の判断は避けた上で「暴力主義的破壊活動者の集合の用に供することを禁止するのみであって、それ以上の用途に供することは何らこれを禁ずるものではない」という判断を下しました。これは詭弁というべきです。

高裁の場合は「暴力主義的破壊活動者という文言は不明確な概念とはいいたくない」ということで

一步踏み込んで、本件工作物については恐れがあったんだ、と認定しています。

高裁は、「多数の暴力主義的破壊活動の用に供される恐れがあったことを肯認できる」と不当きわまる判断を下しています。それと同様の処分を次々に加えているわけだから、次々に訴えを追加したわけですが「訴えの追加的変更については実質的同一性を認める資料がないので許されない」という誤った判断を下しています。「告知・弁解・防御の機会を与えられてない」ということについても、公共の福祉の度合、緊急性の程度などという概念を持ち出し「それ自体が憲法三一条に違反するとは言いがたい」と違憲の主張を否定しています。「集合の用に供すること」を禁止するという意味で憲法二一条に違反するのではないか」という訴えにたいして、「公共の福祉の要請から合理的な規制を加えることはやむをえない」と、この法律の違憲性を擁護しているわけです。

しかし法律の常として一カ所における違憲状態の容認は、全体の違憲状態へと蔓延します。だから自分と関係がないと思っていると大変なことになります。明日はわが身なのです。この問題は、

日本における警察国家化の問題と不可分一体の問題だと思えます。警察権力を行使して人民の権利を否定するということに法律的根拠を与えることで、警察国家化を認めるという意味でも重大な問題です。

——今後どのようにたたかっていくか、お聞かせ下さい。

葉山 一つは徹底的に憲法違反であるということとを法廷内外で明らかにしていくことです。商業新聞ですら制定当時から非常な危ぐを表明しています。今その危ぐが現実化している。そういう事態だと思えます。その点についてなるべく広く国民に訴え、法廷の中だけにとどまらない大きな運動を展開しなければならないと思います。

# 横暴な自民党が悪い

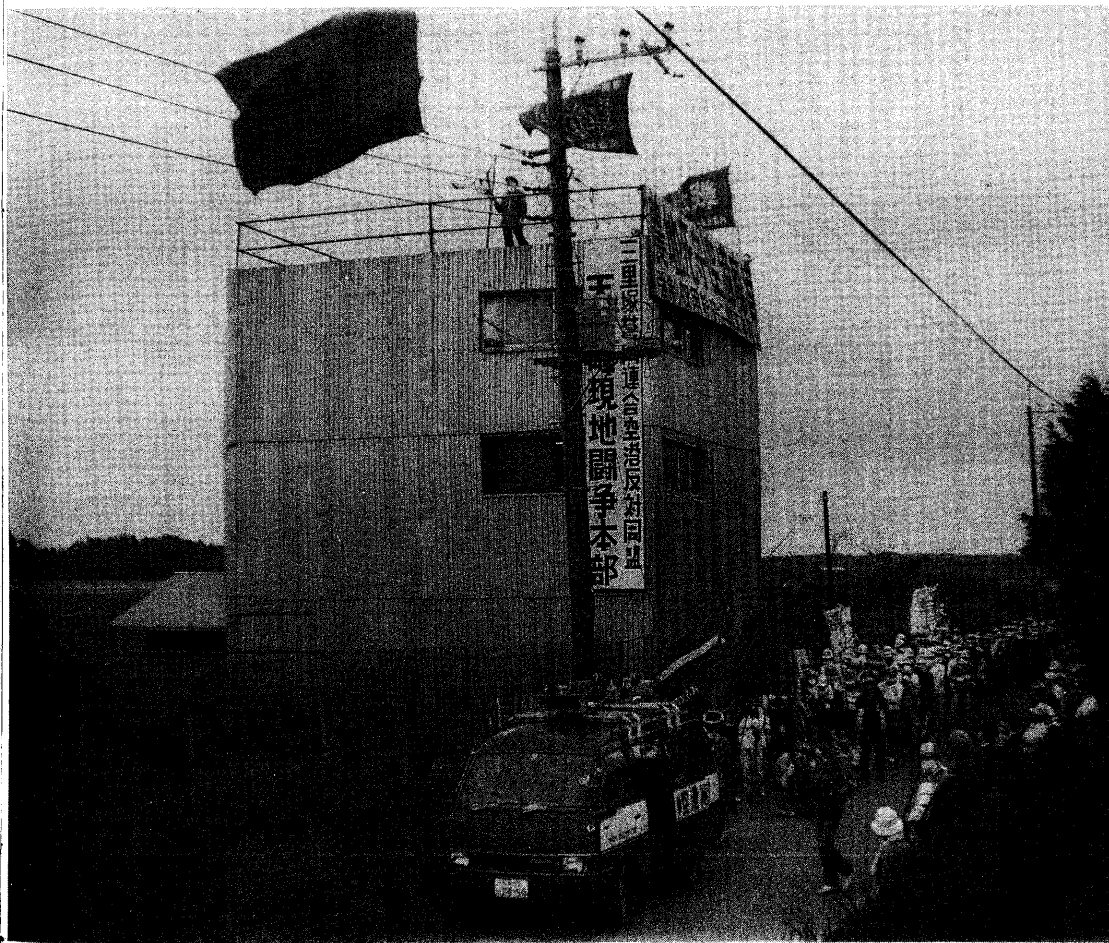
青島幸男

(元参議院議員・二院クラブ・作家)

——一九七八年の三月三〇日に予定されていた成田空港の一期開港が三月二六日の管制塔占拠をはじめとする反対闘争で破産しました。このとき国会では、自民党から共産党までの一致した賛成で過激派非難の決議があげられるわけですが、青島先生は参議院議員として衆参両院を通じてただ一人、反対していますね。その理由はどういうことだったのでしょうか。

青島 だいたい成田空港の問題は、空港の位置を決めたときから自民党の横暴、やりたい放題、したい放題でもめまわってきた。空港が開港できなくなったからといって、政府の反省は一言もなしで、反対派を非難するだけってのはおかしいということで、反対したんだ。

もともと成田に住んでいた人たちは、純朴で善良な人たちだったんだよ。ところが空港がきたから反対するようになった。成田の農民じゃなくなっちゃって、今まで自民党に投票してきた人だって「お前のピーナツ畑を明日から滑走路にする、出ていけ」って言われてみな、誰だって怒るんだよ。新幹線だって何だって、自民党はみんな同じやり方だ。千葉の人も、青森の人も、原発反対の人も、



写真は、成田空港B滑走路予定地にたつ3階建・鉄筋の天神峰現地闘争本部。  
ここにも成田治安法が適用された。

みんな純朴で土地を愛するいい人たちなんだ。それを、自民党が勝手に強権を発動してやるから、暴力に訴えざるを得なくなるんだ。

「だいたい、成田に空港決めたのが大横暴じゃないか。まっさらの土地に、このへんがいいんじゃないかって決めて、ダミーの会社使って土地買い占めして、金儲けさせて、自民党の奴らもさんざん儲けたあげくに、空港に反対するのは芋だの虫だのと言わんばかりに罵ってるんだから、自民党の方がよっぽど悪辣なんだよ。」

「ちゃんとした民主主義的手続きを踏んで、金に換えられる物は保障して、代替え地も準備して、土も替えましょう、その後の生活もできるようにしましょうと、やってきたのならまだしも、全然やってないんだよ。人それぞれ金には換えられないものもあるわけ。先祖代々の土地だから離れたくないとか、自分が開墾した土地だから手離せないとか、親の位牌が大切だとか。」

「金に換えていい物については、きちんとしていて、金に換えられないお墓なんかの問題は、そこをなんとか勘弁してくださいという話になるのなら、そこで公共と個人の問題が出てくるかもしれない。お墓がその人にとっては命にかわるぐらい大事なものかもしれないけれど、お墓を移すと死者が怒るとかいうことだけで反対しているのなら、今の科学的な判断からするとちょっと問題も残るわけで、そのところを何とかして下さい、ということでもめるのなら、まだ話は判るわけ。」

ところが、それ以前にもうもめちらかしているわけだ。そういう経過を通っているのに、政府の反省も全然なしに、あまつさえ、衆参両院で決議してまで反対派を蹴散らそうというのは、自ら民主主義を放棄するに等しいことなんだよ。だから、それは許し難いということで反対したんだ。」

たしかに、衆参両院のおおむね全員が賛成という状況のなかで、一人で反対するのは大変だったけど、でもそう思ったよ。

——「反対の人」と言われて、手をあげたわけですか。

青島 いや、座っていただけだ。決議のときは、議長が「賛成の諸君の起立を求めます」と言うのと、皆がガチャンと立つわけ。おれ一人だけ座っているわけだよ。そうすると、回りからいろんなヤジがとんできた。青嵐会の奴らなんか、「青島、過激派」とかなんとかヤジってた。

——自民党は、「決議に反対するのは過激派だ」と言って恫喝しておし通したようですね。

青島 あの決議に反対することは、過激派に味方するわけではないんだ。成田に空港を作るいきさつは自民党の方がよっぽど過激派だったんだから。反対派が過激になったのは、自民党が数に頼んで、金に頼んで、札束で張り倒したあげくに、ダンプカーで押し進めてきたからだよ。それに反対する人を過激派だと決めつける根拠はどこにあるんだ。過激派は自民党の方だろうって言うてやりたいんだ、おれは。

——この時の決議は四月六日に衆議院、一〇日に参議院とずいぶん急いだようですが、質疑はあったんですか。

青島 決議には質疑なんかかない。決議をするために議会を開いて、討論して賛否を明らかにするという手続きを踏まない。だから、決議、決議で事を決するんだったら民主主義は成り立たないんだ。議会制民主主義はないほうがいいね。

決議の手続きは、議運での交渉だけで、なあなあで決めちゃうんだ。決議は全会一致が原則とい



われているけど、議運に出られるのは、交渉会派といって一〇人以上の国会議員がいる政党会派だけだ。大会派だけが集まって、二院クラブなんかは何にも知らされないで、これが決議だぞっていうふうにならねえ。議長が「決議案のとおり決議したいと思います。賛成の諸君起立を」となるわけだ。おれは、「冗談じゃない」でことごとく立たなかったわけだ。

自民党の奴らも、成田空港に過激派が突入して開港できなくなると、相当あせっていたんだらうけど、感情むきだしで「あいつらをこのままにしていたら革命になる。すぐに世の中がひっくり返って、赤旗だらけになる。千葉県庁が占拠される。過激派をやっつける」とあっちこちでまくしたてていた。

決議あげるときは、自民党が一方でこういうことを非常に感情的に叫んで、それで社会党、共産党などの大党派の議運を呼んで、国会決議をやらうと言うわけ。まあ、「決意を新たに成田空港の問題に取り組まないだめだ。二期工事もあるのに、全然進んでいないじゃないか。ほんの一部のゲリラ活動をやっている奴らが、意地張っていて、開港が当初の予定よりずっと遅れて、多くの人びとが不便をきたしている。だから、国会決議をやりたいと思うけどどうだろう」というようなことを言うわけだよ。

そうすると、社会党は党へ持ち帰って検討しますと言って検討するわけだよ。そうすると、公共の福祉優先ってことだから、ちょっと弱いんじゃないか、とか言って弱腰になる奴もいる。そうじゃない奴も中にはいるだろうけど。

共産党なんかも、党内でもめるだろうね。だけどここで強く突っ張ると、それでなくても共産党

は「破壊活動を援助している」とか「最後には暴力で蜂起して、民主主義を脅かす」ということで、世間から誤解をうけている。ここで、決議を蹴ると共産党のイメージが悪くなるから、ここは賛成にしましょう、ということになる。で、議運でそれぞれが話しあって、自民党が「どうです、共産党さん、おたくは」と言う、「うちの方もしぶしぶですが賛成ですよ」となって、「じゃあ、決議ってことにしましょう」ということになる。で、何月何日に決議しますってことまで議運でバツと決めちゃうわけだ。小会派のおれたちには何にも知らせないで。

だいたい決議するのは、法案の審議とかの前に、こういう問題があるということ、徹底的に審議を尽くそうというものなわけ。それならいいだろう、ということまで全会一致ってことになる。国民から選ばれた議員が改めてお互いに決意を新たにしましょうということだね。

だけど、この場合は違うわけだ。成田空港は公共の福祉を優先させるために必要だと勝手に決めつけて「あそこで頑張っている奴は非国民だ、あいつらを殺せ」といわんばかりの決議をしましょうってことだろう。それに「賛成」ってのは、おかしなわけだよ。

質疑もない決議で事を進めるのじゃなしに、議論の場を残しとかなきゃいけないんだよ。例えば、どこかで破壊活動をやっている奴らがいるとする。そうすると委員会、公安当局を呼んで議論になる。ハマコーなんか「ああいう奴らを放っとくのはけしからん、警察権力の総力を挙げてやって、番小屋みたいな団結小屋は、即座にブツ壊せ、踏み倒せ」と言うじゃない。そうすると、自治大臣なり運輸大臣なりが出てきて「やっぱり、あの方がたにもそれなりの権利も主張もあるでしょうから、国家権力をもって押し潰すのはいかなものかと思えます」という議論になるわけだ。

そんな答弁しながらも当局は実際はガンガンやっているわけだよ。ガンガンやっているのも許せないけど、議論の場は残しとかなきゃいけない。民主主義ってのは、決議すればすむってことじゃないんだ。そんなことじゃない。

——この時は、決議がテコになって成田治安法までいっちゃうんですね。

青島 そうそう。決議してから今度は法律の問題になる。そしてこんどは委員会で、運輸大臣、法務大臣、自治大臣なんかに対抗の質問していても、この前国会決議をやったじゃないか、全会一致じゃなかったけど、とにかく決議したんだ、決議をふまえてさっさとやろうということになるわけだ。おれは、委員会は違ったけど、どこの委員会もだいたい同じだから、おおむねそんなことだと思っよ。

——要するに自民党の恫喝にまらめこまれていったわけですね、社会党も共産党も。

青島 談合して、なあなあで決議したんだよ。だって、あんな決議に社会党や共産党が賛成するのはおかしいじゃない、本当は。しかし、社会党も共産党も選挙で勝って議席を増やさないと力にならないから、自民党から「あいつら暴力を認めている」と言われるのを恐れるわけだ。成田の問題で政府側に筋があるとは思えない、地元の人の方に筋があると思っても、選挙があるから過激派の暴力を是認することはできない、という論理になるわけだ。反対運動を応援すると、自民党が千葉に行ってしまうわけだ。「ごらんささい。社会党は小屋を作って爆弾騒ぎをやっている奴らを応援している。あんなのに投票したら、血の革命だよ、天安門広場だよ、県庁に赤旗が立って役所もやっつけられない」と。極端でいいかげんな事を言うわけだよ。その上、金をばらまくわけだろ。

そうすると社会党も共産党も忍び難きを忍び、同志を説得してでも票をかせがなきゃいけない、というところまで行くわけだよ。

——成田空港に反対して闘っている人になにか言いたいことはありますか。

青島 おれは、「一部過激派」と言われて一生懸命やっている人達、それこそ三十越してさ、女房も子供もあるのに、機動隊に向かっていく奴の勇気ってのは、考えられないくらい素晴らしいと思うよ。おれにはできない。国会で、たった一人で反対する方がずっと楽だよ、命にかかわらないもの。

おれは、政党も、組合も、援助してくれる人も何もないから反対のものは反対だって言えばいいんだよ。おれ一人の問題だから、できるんだよ。おれは楽なんだよ。だけど会派に入っていると、「この前、党内でもめたけど、決議に賛成と決めたじゃないですか。あれは党議決定だから、党議に反するんだったら、今度はあなたは公認しませんよ」と言われるわけだよ。

だから結局、筋を通すのは自分一人でも頑張るミニ政党的人ということになるけど、やっぱりそれだけじゃダメだ。こんどの総選挙で、保革逆転になればあんな決議なんかできなくなるだろう。だから、命がけて空港を阻止したい気持ちもわからなくないけど、その意欲を保革逆転にむけて人を説得することにも注いでほしいね。消費税で社会党が勝って、こんどは衆議院でも勝って保革逆転すれば、あんな決議はできなくなるんだから。

地元の人たちがやっていることは勇気があると思うよ。ああいう抵抗は、民主主義を守る意味で実に大事なことなんだよ。だけど、ただ暴力的なことだけでやるんじゃないし、上手に世間の人たちをアピールして、「今は、自分たちがやられているけど、明日はあなたたちの番ですよ」ってこ

とを知らせることが大事だと思うね。それで、保革逆転を導き、自民党の横暴なやり方に終止符を打ち、誰も傷つけないためのルールを確立することが大事だね。議論が過激になると、自分の事じゃない人は、いつまでごちゃごちゃやってんだろうと、うんざりしてくるわけだよ。

だけど、その人たちも明日はわが身なんだから、訴える方が視点を狭くしちゃダメだね。広い目で、実はこの問題は大変なことで、明日はあなたたちなんですよと訴えることが必要だね。

(あおしま ゆきお)

# 有事立法に行きゆく内容

寺田熊雄

(元参議院議員・元岡山市長・社会党)

——寺田先生は一一年前に、いわゆる成田治安法が制定された時に参議院連合審査会で反対質問の中心となって活躍されていますが、あの法案の審議は、おおまかに言うかどうかという経過で進んだのでしょうか。

寺田 成田問題での新法制定は、最初は政府が提案すると言っていたのですが、だんだん後退して、結局議員立法というかたちで、四月二七日に自民党の足立篤郎以下一人の提案として出てきました。社会党としましては、千葉選出の小川国彦議員が、これは大変なことになるといち早く声を上げまして反対の取り組みを始めました。

法案審議の前に各党の国会対策委員会がありました。そこで自民党の浜田幸一、ハマコーが「この法案に反対する者は過激派だぞ」と一喝したようです。恫喝が最初にあったんです。それで各党の役員がみんなビビってしまっていて、質問時間を私は一〇時間要求していたんですが、八〇分に切り縮められました。衆議院の方は、社会党と共産党が反対しましたが、質問の時間も極めて短

く、一、二時間の審議で終わって、あつという間に可決されて、参議院にまわってきました。

そこで参議院だけでも、良識の府としてこの違憲の法案の審議を十分にしたいと考えていました。審議時間は短くなりましたが、最初は法務・地方・運輸の三委員会の連合審査会でやりまして、次に運輸委員会に移して審議しました。社会党では、私と新潟選出の志苦さんが協力して、連合審議にあたりました。私は法務委員会の理事で、志苦さんは地方行政委員会の理事でした。二人で反対質問をする予定でしたが、質問の第一陣を私がつとめまして、それを聞いていた志苦さんが、そのまま続けてやってくださいと私に譲ってくれまして、八〇分全部を私が質問しました。

共産党も反対の質問をしましたが、法案の実質を追求するというよりも、新法を作らなくても現行法規で十分取り締まることができるじゃないか、というような話でした。積極的に法案の憲法違反の点を衝く意見は言わなかったと思います。

私は違憲の点を最高裁の判例をひいて、具体的に質問していったのですが、提案者の方は弁解ばかりだったので時間が切れということで、成立してしまいました。

——成田治安法は、憲法に違反する点がたくさんあると思いますが、先生はどの点で追求されたのですか。

寺田 私たちは、この法案は憲法二九条の財産権や、憲法三一条の法定手続きの保障に違反する憲法違反の法律だと考えていました。

私は、憲法三一条に関する最高裁の関税法の判例を取り出して、質問しました。最高裁の関税法にかんする判例というのは、禁制品が船の所有者に秘密で運ばれた場合に、船の所有者の意見を聞

かずにその船を没収することは、憲法二九条だけでなく、三一条の適正手続きの保障の規定にも違反するという判例です。昔の関税法では、違法な物資を積んできた船を、裁判で没収することができたんです。それを最高裁が、船の所有者に事前に意見を聞かず、弁解もさせずにその船を没収することは憲法違反だとして、裁判を破棄したんです。それから関税法の没収規定は改まったのです。この判例をひきまして、成田新法の使用禁止命令・封鎖・除去の際に、事前の告知・聴聞・弁解の機会がないのは、憲法違反だとして追及したわけです。成田新法の場合、実際は警察がやるわけですけど、法文上は運輸大臣が認定して、使用禁止命令を発して、最終的には建物を壊してしまうところまでいきます。この過程で、所有者の弁解も聞かず、防御の機会も与えずにやるんだから、もう明らかに憲法三一条と、最高裁の判例に違反すると、この点で責めたてたんです。

合同審査会の方の時間が無くなって、次に運輸委員会になりますが、私は臨時に運輸委員会に変えてもらいました。私と目黒今朝次郎さんの二人で反対質問をしました。そのときは、衆議院内閣法制局の真田長官に特に出席を求めて、「君たちが本当に憲法を守ろうとしているのなら、こんな違法な法律を提案することにはならなかったはずだ」と責めたてたわけです。真田さんは、憲法三一条の規定は主として刑事法制の規定で、行政法の分野にはなじまないということで逃げました。

私は、それは違う、君たちの大先輩で前法制局長で、最高裁に入った入江敏郎さんだって、行政法の問題でも適用すべきだと言っているじゃないかと、責めたのですが、真田長官は、行政法だからなじまないという説を固持して逃げ回りました。

提案者の足立篤郎は、「寺田さんには法律の方はもう全然かなわない、とにかく今の緊急事態の

もとでは過激派を取り締まるためにどうしても必要なんだ」という論に終始して逃げました。

成田新法は、運輸大臣の認定だけで過激派と関係のない第三者の所有物までも壊すわけですから、これはもう憲法二九条、三一条に真向から抵触することは明らかです。

——先生は国会質問の中で、治安維持法のこともひきあいに出して質問されていますが、両者の関係をどう考えますか。

寺田 成田新法も治安維持法も、結局は思想の自由を圧殺する治安法規という点で全く共通してまね。暴力的な違法行為を起こすというのであれば、現実起きた時に警察が取り締まることもできるし、それで十分目的を達するわけです。

成田新法は、「成田空港に反対しているのは過激派だ。過激派はけしからん」ということで、その思想の故に弾圧を加えて、弁明も聞かずに、所有者が誰かも確かめもしないで、建物を取り壊してしまふわけですから、治安維持法にもない新しいやり方の治安法ですね。国民の権利に対する重大な侵害です。

治安維持法はご承知のように、国体とか天皇制、私有財産制を護持するのが中心問題でした。これに比して、成田新法は政府の行政というような次元の問題への抵抗を違法として取り締まる、住民運動を一切許さないという、自民党の体質が現れた法律ですね。

——制定当時、弁護士抜き裁判法とか大規模地震法などで有事立法も問題になりましたが、有事立法との関係ではどういうように考えていますか。

寺田 共通性がありますね。ご承知のように、国際関係はいよいよ險悪なものがあって、戦争に対

する準備が進んでいます。戦争になったら、有無を言わず非常に乱暴な事もやるでしょうけど、成田新法は戦争準備のために国民の権利を制限して、戦車道を作るから民家を撤去するか、物資を徴発するか、人を駆りだすとか、そういうものに行き着く内容をもって非常に危険な法律です。国家目的、自民党の政治目的のために国民の自由、なかならず所有権まで奪うという法律ですから、有事立法との共通点が確かにあります。

私たちは、戦前の天皇制支配のもとで、警察とか軍隊によって恐ろしい被害にあいました。その経験から考えても成田新法のようなむちゃくちゃな、憲法の規定を全く考慮しない、強圧的な弾圧法規、治安法規には頭から反対しなきゃいけません。

成田新法の危険性を、声を大にして一人でも多くの国民に知らせる必要があると思います。これが制定過程で必死で反対した私の願いです。

(てらだ くまお)



空港粉砕！この地にB滑走路は作らせない！  
三里塚芝山連合空港反対同盟

# 警察は行政に口を出すな

志苦 裕 (元参議院議員・社会党)

— 志苦先生は、成田治安立法が制定された当時、寺田先生たちと一緒に反対質問の準備をされたということですが、志苦先生が特に反対したのはどういう点でしょうか。

志苦 私には寺田先生と共に成田新法には反対する立場だったわけで、法律そのものにたいする基本的な考えは寺田先生と同じ主張です。ただ私は地方行政委員でしたので、成田空港の警備について、警備は千葉県警が行うが、費用は国がもつというかたちになっているが、これは特定の地域・施設の警備の在り方、警察制度の在り方としておかしいのではないかと、という点を問題にしました。当時、地方行政委員会が警察の権限が拡大していることをとりあげて私は追及しました。大規模地震法とか、風俗営業法など、あまり大きな問題になりませんでした。成田新法と同じく警察の権限の強化という点で大変な内容をもっていました。

成田新法の構造は、運輸大臣が命令を出すようになっていますが、運輸省には調査能力がありませんから、警察の資料・判断がもとになります。事実上、警察がやることになります。運輸省を前に出していますが、いざという時には全て警察がやるわけですから、刑事警察がやるべき分野を行政警察にやらせるという構造が成田新法の特異な性格ですが、これはおかしいという取り上げ方をしました。警察はあまりでしゃばってはいけない、行政の方を前に出すという形をとっています。いざというときには、いつでも警察が前に出てくるという姿勢ははっきりしていますから。

戦後の警察制度の改革は、戦前の警察国家の反省から出ています。警察は後始末に徹していた方がいいという警察消極目的の原則があります。しかし警察も成田空港問題の場合は前に出たいという衝動を持っていたのでしょう。

— あの時、初めは新法は、政府とか警察庁が提案するとかいわれたものが、結局最後は議員提案となってしまうが、政府提案ではやりにくい点があったのでしょうか。

志苦 あれは一種の煙幕でしょうね。役所がもろにぶっ叩かれないですむ方法は、議員提案です。議員提案だと、お互いにいくらかなあなのところがありますし、おかしいと追及されても、しらをきることもできますから。役所の提案だと追及されたとき、過去の答弁との整合性とかも厳しく問題にできます。しかし議員提案の場合は、それは知らなかったで逃げることもできます。議員提案は政府がやるのに都合がわるい時に、持ち出すやり方ですね。事実、提案者の足立氏は、とにかく過激派を取り締まる法律が必要なんだということだけ繰り返して、まともに答えませんでした。

— 九月一九日に、成田空港周辺の九つの団結小屋に成田新法の使用禁止命令が出されました。

江藤運輸大臣は、二期工事のためにか、過激派を排除して農民と話し合いをするために発動したとか、記者会見で言っています。成田新法の目的である空港の安全確保から随分かけ離れた適用をしていることを隠そうともしてませんが、このような法律の適用についてどう考えますか。

志苦 もともとあの法律は、政府が開港を構えていたところに、例の管制塔事件などがありまして、それが契機になって開港に間に合わせるために新法が作られたわけです。今度の場合は、二期工事の障害物を取り払うということで、発動してきたわけですね。今度の強硬措置は、後に用地の買収などいろいろな問題を抱えていますから、ともかく開港に間に合わせて法律を作ったときのようにはいきませんね。かりに政府が農民と本当に心を開いた話し合いをしようとしても、結局ダメになっていくでしょうね。警察の力で強硬措置をやっても、問題はこじれるだけでしょうね。

成田新法の発動とか、自民党が消費税審議を遅らせるために持ち出してきたいわゆるパチンコ問題とか、全体の問題を通して考えないといけないのは、警察が行政分野にのこのこと出てきている問題ですね。これはいけないことです。

パチンコ問題でも警察と公安調査庁が資料を出していますね。あれは、警察の権限拡大と社会党を叩くことを一緒に狙ったものです。外交的配慮もなにもなしに、朝鮮総連を持ち出し、社会党をくつつけて、社会党は危険というイメージを出そうという狙いです。

いま警察が本来の分野をはみ出して、行政はもとより教育とかいろいろな分野に出てきています。青少年の捕導とかにも出てきていますが、あれは本来、教育の分野ですよ。社会問題とか、行政とか、あらゆる分野に出てきています。その時々々の事件を取り上げると警察が出てきてもしかたない

と思うかもしれないけど、気がついたら、世の中全体が警察の管理下に置かれるということになりかねません。中曽根が戦後初めて、内務省出身の警察官僚として首相になって、警察官僚内閣を作って警察の前面化が進みましたね。この傾向を私は怖いと思います。警察が前面に出てくるのを、警戒しないといけません。

警察が前面に出てくるのを叩いていくためにも、成田新法、大地震法、風俗営業法など批判していく必要があります。

(しとま ゆたか)

# 憲法の基本原則に抵触

矢田部理 (参議院議員・社会党)

集会・結社の自由や財産権は、最大限に尊重されなければならない。成田法は、この基本原則に抵触する疑いが強く、とりわけ「おそれ」論で、基本的権利を制約することができるという点で、悪名高い破防法以上に歯止めがなく、恣意的な拡大解釈を許すことになりかねない。

私は成田法の審議過程で、この観点から政府を追及したが、この法律は基本的人権や行政のあり方に大きな問題を生み出したものとして、当時の指摘や立場は今日でも正しいと思っている。

(やたべ おさむ)

# 当事者が裁判官になれるか

江田五月 (衆議院議員・社会民主連合)

— 江田先生は、成田治安法が制定された当時、参議院の運輸・地方行政・法務の連合審査会で反対質問をされていますが、どのような考えで反対されたのですか。

江田 この法律のような事案は、政治家にとって非常に難しい問題です。なにが難しいかというと、制定のときには「空港は出来てしまっているのに、一部の過激派が無茶をしている。国民のみんなが早く開港だといっているんだから、さっさと過激派を退治して開港してしまえ」という風潮があるわけです。そういう時に、それに抵抗するかのようなことを言うのは、非常に難しいわけです。しかし、逆にいうと、そういう時だからこそ政治家としての資質、責任が問われる局面だと思えました。

ぼく自身、成田現地で抵抗されているみなさんの抵抗のやり方がいいと思っっているわけではないし、成田空港の場所の選定とか、その後の一連の手續きについてのぼくなりの考えはありますが、それはそれとして、あの時点で国民の多くが開港を望んでいるということを否定する気もありません。

せん。

ただし、そういう国民の世論を背景にして、民主主義の美名の下に、ときとして人権が圧殺されたり、正当な利益がねじ曲げられたり、表現の自由などの基本的権利が奪われたりすることは、歴史のなかでしょっちゅうあります。リベラルな価値観から出てくる国民の基本的人権の保障は、一時の不便もあるかもしれないけれども、短期的に見てはいけないのです。一時は不便で、時間もかかり、一見不正義に見えるかもしれないけど、それを長い目で捉える必要があります。基本的人権をきちんと保障していく手続き自身が貴重な役割を果たすことが随分あるんです。それを一時の流れで壊してしまったら、そのことによって、長い目で見た不正義がよっぽど大きくなる可能性があります。

ぼくも法律家ですから、この法律について、そういう問題があるのかどうか法律家の目で見なくてはいけないと思って見たわけです。すると案の定すごい立法案だったんです。

——具体的にいうと、どの点でしょうか。

江田 ぼくが一番大きな問題だと思ったのは、行政による直接強制がいたるところに出てくることです。日本は戦後改革で、行政の便宜だけをやる直接強制を基本的に廃止しました。それが、いたるところにあるんです。これはいったいどういうことかと、思いました。

ぼくは、三点にわたって質問しました。まず三条三項の質問の規定を問題にしました。この条項は、使用禁止命令が出た後、それが守られているかどうかを職員が質問でき、答えなかったら九条二項の罰則で罰金刑になるというものです。しかし、質問の定義が明確でなく範囲も明らかでなく、

質問される人も「関係者」としか規定されていないので、憲法の要請する罪刑法定主義の構成要件の明確化に反するという問題です。命令の履行の確保のための質問ですから、その人が何をしているか、どんな物を持っているか、昨日どこにいたかなどどんなことでも質問できることになります。質問される人も、その場にいる人に限りませんか新聞記者も含まれてしまいます。質問に答えなかったら罰金ですから、とても合憲とはいえません。

この点についての提案者の答えは、全然ダメでした。行政質問に限られ、犯罪捜査ではないから手続きはいらないと言うだけでした。私は憲法三八条の罪刑法定主義の問題で聞いたのに三九条に反しないというピントはずれの答えになりました。東京の方で記事を整理したデスクも「関係者」になるのか、ということまで議論するのはへ理屈だ、と言われるかもしれないけど、表現の自由に関係して、しかもそれが罰則まである場合には、へ理屈さえないようにきちんとしておかなくてはいけないというのが大原則なんです。へ理屈といわれるようなところまで拡大されて適用されることだってあるんです。だから私は厳しく質問しました。

つぎに損失保障、除去、規制区域の範囲などについて聞きました。規制区域の問題にしても、本当はパイプライン、京葉道路、高速道路、京成電鉄などを入れることもできるんです。それから、民主主義と寛容の精神、民主主義を守るためにはそのときの風潮だけでなく人権に対する価値判断に裏付けられた評価をしておくことが必要だということを聞きました。

——提案者は、この法律は行政法規だから刑事手続きは要らないという言いのがれでおし切ってきたようですが、この法律の性格を先生はどのように考えられたのでしょうか。



江田 もちろん拡大される可能性はありますが、一応成田空港に関連する地域だけに限られているという点では、限定的ですが、適用される範囲内での治安法規性は、相当なものがあると思います。工作物の使用禁止命令、封鎖、除去が運輸大臣の認定だけででき、罰則がついていますからね。成田空港の関連の適用範囲のなかでみると、通常の法が適用されるべき地域が、突然、戒厳令下、あるいは恐怖と強権の支配する空間に変わってしまうというものです。

——九月一九日に九カ所に使用禁止命令が出たんですが、江藤運輸大臣はあけすけに「二期工事のために発動した」と言っています。この法律は法律の名にあるとおり、新東京国際空港の安全確保が目的だと思えますが、二期工事のために発動されているということについて、どう考えますか。

江田 今回の発動は二期工事のためだと言われていますし、運輸大臣も認めています。この法律は、現に出来上がっている新東京国際空港の航空機の安全確保、空港機能の確保のために行われる措置ですから、空港を広げる工事をするのが成田空港の現にある施設の安全確保に密接に結びつく、必要不可欠というところまで広げたら、これはちょっと広げすぎでしょうね。あくまで目的は、現にある空港施設の安全確保であって、そのために二期工事が必要であると言っているといたしません、やっぱり。

——成田治安法のような法律がまかり通っている状況をどのようにお考えですか。

江田 ぼくは、以前イギリスに留学してイギリスの行政法における自然的正義を研究しました。自然的正義というのは、自然法という意味ではなくて、なにかの不利益を受ける場合には、必ずその時にかけられている嫌疑について告知されなければならないということ、もうひとつはその告知されたチャージに対する聴聞を受けなければならないという原則です。告知と聴聞が大原則です。もうひとつは、なにごと自分自身の問題については自分が裁判官になることはできない、ということとです。この法律では、運輸大臣が使用禁止命令を出すことができますが、運輸大臣は新東京国際空港の安全確保の当事者なんです。当事者が裁定機関になりうるのか、という問題もあります。誰かに頼んで、申し立てて、その機関が告知し、聴聞して、ジャッジすべきだというのが民主主義の原則です。

日本の行政手続きは、手続き的公平とか手続き的正義とかを重視しないきらいがあります。そういう背景が、この法律をややすと許してしまったバックにあります。行政手続きを、全体的にもっと正義と公正に合致したものにしていくなると、つくづく思います。

戦前の憲法と戦後憲法は全く違いますよね。ところが行政法は基本的に戦前も戦後も同じなんです。行政法の法格言で「憲法は変遷すれど、行政法は変わらぬ」という言葉があります。憲法はイデオロギーだから、時代によってぐるぐる変わっていくけど、行政法はそういうものではなくて、土台に属するものだから変わらないということです。ある意味で言い得て妙です。

だけど、ぼくらはやっぱりそれを変えなければならぬ。これだけ憲法が基本的人権、民主主義を基礎にして、日本の基本法になっているのに、権力の側からみた権力体系としての行政法では、基本的人権とか、民主主義とか、手続き的正義とかがまったく踏まえられていないのです。だから、このような法律が出てくるのです。

# 民主主義の二重の危機

田 英夫 (参議院議員・社会民主連合)

——成田治安法が、この九月に新たに発動されましたが、この法律については、制定当時からの違憲性がずいぶん指摘されています。田先生は当時、この法律についてどのようにうけとられましたか。

田 これはもう、要するに治安維持法みたいなもの、戦前の弾圧法の系列に類するとんでもない法律が出てきたという感じをもちました。あれを拡大解釈してゆけば、どんどん弾圧の手段につかえるでしょうね。

——こういう、憲法や民主主義を根本から否定する法律が出てきているにもかかわらず、これは成田闘争にかかわる過激派の問題だということで、マスコミなんかほとんど問題にされないという状況があると思います。また最近、江藤運輸大臣は、逆に「千葉の地方紙なんか過激派の御用紙みたいだ」「(マスコミの)スポンサーである経済界もよく考えてもらわなければ」と発言しています。こういう点について、ジャーナリスト出身の先生はどうお考えですか。

田 自民党政府の人たちには、マスコミというのは、基本的に自分たちの言うことを聞くものでなければならぬ、という考え方があるわけです。これは、自民党だけではなく、洋の東西を問わず、権力を握っている人たちの共通の気持ちではないか。イデオロギーの違いをこえて、わたしはそういうことがいえるのではないかと思います。

あるジャーナリストの先輩が、ジャーナリズムというのは、権力を恐れずに、正しい真実を伝える使命があると教えてくれました。わたしも、立教大学でジャーナリズム学の講義を担当していたことがあって、そういうことを学生に教えたことがあります。

ですから、ジャーナリズムというのは、広い意味ではマスコミもそうですが、権力がつねに自分たちのいいなりにしようとして圧力を加えてくる、そういう力学のなかで、たとえ弾圧があっても正しいものは正しいこととして伝えるだけの気持ちをもたなくてははいけません。また、圧力に抵抗できるしくみをつくっておかなくてははいけません。残念ながら、その点、アメリカなんかの方が日本よりはるかに優れています。

私事をいわせてもらえば、私は、ベトナム戦争の真実を伝えた、それが当時の自民党政府にとって都合が悪かったということで、首を切られた。やはり、日本の放送界には、そういう問題が起ったとき、それに抵抗するしくみが弱いという問題があるのだと思います。だから、江藤発言のよくなことにマスコミが驚いているようじゃダメですね。こんなことを彼らが行うのはあたりまえのことであって、その圧力に屈しないだけの気持ちとしくみをつくるのがジャーナリズムの仕事ではないですか。

——圧力をはねかえすしくみというのは、どういふことですか。

田 憲法の基本は民主主義ですね。しかし、日本では本当の意味で、民主主義のもとでのジャーナリズムができていないから、抵抗力も弱いんです。たとえば、いまの日本では、電波法第四条に、放送局の免許権は郵政大臣であると定められている。法律上、権力が放送の首ねっこを握っているわけです。これは、おかしいですね。

アメリカでは、国民の代表である議会が選んだ電波審議会というのがあって、FCCというんですが、ここが放送局にたいする免許権を握っている。権力ではなくて、国民にその権限がゆだねられているんです。これが民主主義の原則です。

日本でも、戦争直後は、アメリカと同じように、電波審議委員会というのができた。しかし、それを一九五一年に、当時運輸大臣だった佐藤栄作氏が改悪して、ひっくり返したんです。

——成田治安法のようなものが出てきて、さらに江藤発言のようなものが飛び出してくるというのは、日本の民主主義にとって非常に危険な事態ですね。

田 ええ、危ないですね。成田新法のような法律があって、さらに破防法のような法律もあって、そのうえさらに、電波法では、権力が放送をコントロールできるようなしくみができているということだから、これは二重に危険です。いまの日本は、非常に危険な状態にあると思います。

こういう法律、こういう状況は、やはり国民の力でひっくり返していかなければいけないと思います。(でん ひでお)

## 成田治安法に関する新聞社説

### 「成田新法」の適用に監視の目を

読売新聞社説（一九七八年五月一日）

成田空港の開港を大義とした「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」（成田新法）が十二日に成立し、今週早々から、その適用が予想される。

国会提出から成立まで、わずか十六日間。この二十日に設定された開港日に、なにがなんでも間に合わせようとした、かけ込み法といってよい。こうした非常立法には、無理が積み重なる。その適用の仕方は、今後、厳しく監視しなければならぬ。

憲法の規定を無視した議員立法の前列に、薬事

法の「薬局開設の制限規定」がある。これには、三年前、憲法二十二条一項（職業選択の自由）に反するという、最高裁の違憲判決が出た。こんどの立法が、憲法二十九条（財産権の保障）や三十一条（保定手続の保障）に抵触する疑いは、かなり濃いついてよい。

三十七年に、最高裁は、密輸船の第三者の所有物を一方的に没収できるとした関税法の運用を、この二条からみて違憲としている。こうしたことから、国民の負託を受けた立法府を通過した法律だから、それはつねに正当だ、と過信してはならない。疑問のある法律は、その適用に当たっては、あくまでも細心で謙虚でなければならぬ。

どんな疑問があるか、を重ねて指摘しておくことも、法の運用に慎重さを期すためにむだではないだろう。

まず、基本的な問題としては、この法律は、現在の法体系上、どこに位置するのであろうか、という疑念が出てくる。法の規定する内容は、行政処分に属する形をとっている。しかし、その実体は、司法警察的なものである。成田空港と、その関連施設の警備のために動員され、機能する警察力の行使と、同様の性格を持つ法律といつてよい。この法律が宿している矛盾は、このように、いわば司法警察力の行使を、運輸行政の一環として実施させようとする、その無理から生じている。

例えば、暴力主義的破壊活動者や危険工作物と認定したり、そうした工作物を使用禁止し、封鎖し、除去することを命令したりするのは、すべて運輸大臣の権限とされた。しかし、実際に、そのための調査、資料収集、あるいは執行は、警察の手にゆだねられるであろう。

運輸大臣は、法の執行に携わる職員を運輸省や空港公団その他の職員の中から指名することになったが、それらの職員の権限と身分も、きわめてあいまいである。本来、こうした行政上の強制処分は、裁判所の令状、許可を得て、執行官が行うか、あるいは特別の警察権を持つ特別職員によっ

てきた。

政府や自民党関係者は、「空港は国境と同じだ」「外国では軍隊が警備している」という。しかし、そうした警戒は、ハイジャックやテロを防ぐためである。成田空港は、政府のミスを糊塗（こつと）した力による開港を強行するための戒厳状態である。そこに、国民のわだかまりがある。

新法の適用に当たって、政府は、さらに国民の不信を高めるような行き過ぎは避けなければならぬ。そして、暴力には厳しく対処しつつも、最後まで、反対派農民と話し合う姿勢を崩してはならない。

## 成田新法の問題点

朝日新聞社説（一九七八年五月四日）

過激派の破壊活動防止を目的とする「成田新法案」が九日に衆院通過の見通しとなった。自民党側は成田空港開港に間に合わせるため、十二日ごろ、成立を目指しているようである。

間の緊急措置」だとしても、こうした重要な問題点をはらむ法律には運用に十分な歯止めが必要だろう。

管制塔乱入事件などの、過激派の暴力と破壊活動は、民主的社会的秩序と相入れないものである。こうした行為は厳しく排除していかなければならない。空港周辺の民有地などに反対派が建てた「団結小屋」や「要さい」が過激派の活動拠点として使われ、空港の安全を脅かすような事態は放置しておけない。

しかし、われわれはまず、現行法規を的確に運用して、取り締まりを強化するのが望ましい道だと考えてきた。一つには、管制塔乱入事件にしても、それは法規の不備というより、空港基幹施設の防護体制の弱さや警備の失敗から起きたと思われるからである。航空機の安全運航に欠かせない重要施設を過激派の破壊活動から守るために、現行法規の活用の余地はまだあろう。

成田開港をこころざし、地元農民との深い対立を生んだのは政治と行政当局の不手際によるところが多い。滑走路のすぐ先に反対派の要さいがあり、航空保安区域のあちこちに団結小屋が

この法案は、わが国の法体系に照らすとかなり異質の内容をふくんでおり、疑問点が少なくない。成田の安全開港にどれほどの実効をもたらし得るかにについても、検討すべき余地が残っている。一種の非常立法のような形で、性急に成立をはかるのは好ましくない。参院段階で問題点の審議がさらに尽くされることが必要である。

自民党がまとめた新法案の骨子は、成田空港と、関連航空保安施設の周囲三キロ内を「規制区域」とし、その区域内にある建築物や工作物が暴力主義的破壊活動のために使われたり、あるいはその恐れがあるときは、使用の禁止、封鎖、または除去ができることにしている。

区域の指定、状況の認定、封鎖、除去などの決定の権限は運輸大臣に与えられる。たとえば、火災びんなどの凶器を持った者が小屋に集まっている場合、現行法では裁判所の令状を得て捜索、差し押さえなどをしたが、これらの手続きが省略できることになる。

暴力主義的破壊活動に使われたり、その恐れがあるという状況の判断も、具体的には、だが、何を基準にして下すのか明確ではない。「当分の

残っているのも空港公園の用地計画や処置に根ざしている。手間がかかっても糸は一つ一つほぐしていかなければなるまい。そうした努力こそが過激派の無法な破壊活動を孤立させ、その基盤を絶つ道につながると思う。

成田空港の開港日は五月二十日と定められている。それまでに政府は過激派の破壊活動を二度と許さぬよう空港の防護、警備体制の強化を急いでもらいたい、それにもまして必要なのは、地元農民との話し合いのため、あらゆる努力を払うことである。この面での動きがほとんど進んでいないのは残念である。

反対同盟側はいまのところ、成田開港の無期延期とか廃港を話し合いの条件にあげている。これは前提条件とはいえず、結論である。政府と反対派はたがいに譲るべきところを真剣にさぐりあう時期にきていることを認識してほしい。

新立法の扱ひも、こうした広い観点から判断されるのが望ましい。

## 新東京国際空港の安全確保 に関する緊急措置法

(昭和五十三年五月十三日法律第四十二号)

### (目的)

第一条 この法律は、新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われている最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、新東京国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を定め、もつて新東京国際空港及びその機能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資することを目的とする。

### (定義等)

第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、新東京国際空港若しくは新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管

理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為の一をすることをいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条(公務執行妨害、職務強要)、第百六条(騒擾)、第百八条(現住建造物放火)、第百九条第一項(非現住建造物放火)、第百十条第一項(建造物以外放火)、第百十七条第一項(激発物破裂)、第百二十五条第一項(汽車、電車往來危険)、第百二十六条第一項(汽車、電車、電車、電車往來危険)、第百二十七条(住居侵入)、第百四十二条から第百四十四条まで(浄水汚穢、水道汚穢、浄水毒物混入)、第百四十六条(水道毒物混入)、第百四十七条(水道損壊)、第百九十九条(殺人)、第百八条ノ二(兇器準備集合)、第百二十条(逮捕監禁)、第百三十四条(威力業務妨害)、第百六十条(建造物損壊)又は第百六十一条(器物損壊)に規定する行為
- 二 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十号)第一条(爆発物使用)に規定する行為
- 三 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条(集团的暴行等)に規定する行為
- 四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十九条の二第一項(危険物の漏出等)に規定する行為
- 五 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第百六条第一項(虚偽の通信)又は第百八条の二第一項(無線



通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、第五十六条において準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は第九十九条の第二項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十一条(有線電気通信の妨害)に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火災びんの使用)に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる等の行為)又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条又は第二条(人質による強要)に規定する行為

2 この法律において「暴力主義的破壊活動者」とは、暴力主義的破壊活動等を行い、又は行うおそれがあると認

められる者をいう。

3 この法律において「規制区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 新東京国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4 運輸大臣は、規制区域を告示しなければならない。(工作物の使用の禁止等)

第三条 運輸大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。

一 多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用

二 暴力主義的破壊活動等に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる爆発物、火災びん等の物の製造又は保管の場所の用

三 新東京国際空港又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用

2 運輸大臣は、前項の禁止命令をしようとする場合において、当該禁止を命ぜられるべき者を確知することができないとき、又は当該命令を伝達することができないときは、公告によりこれを行うことができる。

3 運輸大臣は、第一項の禁止命令をした場合において必要があると認めるときは、当該命令の履行を確保するために必要な限度において、その職員をして、当該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立ち入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立ち入り又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されていると認めるときは、当該工作物について封鎖その他その用に供させないために必要な措置を講ずることができる。

7 運輸大臣は、前項の規定により封鎖その他の措置を講じた場合において、その必要がなくなつたときは、速やかに、当該措置を解除しなければならない。

8 運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている場合において、当該工作物の現在又は既往の使用状況、周辺の状況その他諸般の状況から判断して、暴力主義的破壊活動等にかかわるおそれが著しいと認められ、かつ、他

の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一条の目的を達成するため特に必要があると認められるときに限り、当該工作物を除去することができる。

9 運輸大臣は、第六項又は前項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これらの項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他他の処分をし、又はその使用を制限することができる。

10 運輸大臣は、第六項又は第八項の措置を講じようとする場合において必要があると認めるときは、その現場にある者を退去させることができる。

11 運輸大臣は、第八項又は第九項の規定により工作物その他の物件を除去した場合において、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)を確知することができないため所有者等に対し当該物件を返還することができないときは、当該物件を保管しなければならない。

12 運輸大臣は、前項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者等に対し当該物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならぬ。

13 運輸大臣は、第十一項の規定により保管した物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保

管に過大な費用若しくは手数を要するときは、当該物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

14 前三項に規定する保管、公示、売却等に要した費用は、当該物件の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

15 第十二項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第十一項の規定により保管した物件（第十三項の規定により売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該物件の所有権は、国に帰属する。

16 運輸大臣は、第一項又は第六項から第八項までの規定による権限を行使する場合においては、その要件の事実につき、関係行政機関に対し、必要な資料の提供及び意見の提出を求めるものとする。

（損失の補償）

第四条 国は、前条第六項又は第八項から第十項までの規定による措置が講じられたことにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 前項の補償については、運輸大臣は、自己の見積つた金額を、同項の規定による補償を受けようとする者の請求により、その者に支払うものとする。この場合において、当該金額について不服がある者は、その交付の決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（物件の一時保管等）

第五条 第三条第八項の規定は、暴力主義的破壊活動者が規制区域内において所持し、又は使用する物件について準用する。この場合において、同項中「第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている」とあるのは「物件が第一項各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがある」と、他の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一条の目的」とあるのは「第一条の目的」と、「除去する」とあるのは「一時保管する」と読み替えるものとする。

2 運輸大臣は、前項において準用する第三条第八項の規定により一時保管した場合において、その必要がなくなつたときは、速やかに、当該物件を本人（当該物件について本人に対し返還請求権を有することが明らかである場合においては、その者）に返還しなければならぬ。

3 第三条第十六項の規定は第一項において準用する同条第八項の規定による権限の行使について、同条第十一項から第十五項までの規定は前項の規定による当該物件の返還について準用する。

（新東京国際空港公団による事務の実施）

第六条 運輸大臣は、第三条第六項、第七項、第八項（前

条第一項において準用する場合を含む。）、第九項若しくは第十項の規定による措置を講じるとき、又は第三条第十一項から第十四項まで（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による保管、売却若しくは費用の徴収を行うときは、新東京国際空港公団に、当該措置を実施させ、又は当該保管、売却若しくは費用の徴収を行わせることができる。

2 前項の事務に従事する新東京国際空港公団の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定により新東京国際空港公団が同項の事務を行うときは、当該事務に従事する新東京国際空港公団の職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（運輸大臣の権限の行使）

第七条 運輸大臣は、その指定する職員に、第三条第六項、第七項、第八項（第五条第一項において準用する場合を含む。）、第九項及び第十項並びに前条第一項の規定による権限を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（関係行政機関の協力）

第八条 関係行政機関は、この法律の実施について、運輸大臣に協力しなければならない。

（罰則）

第九条 第三条第一項の規定による運輸大臣の禁止命令に違反して建築物その他の工作物を同項各号に掲げる用に供した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

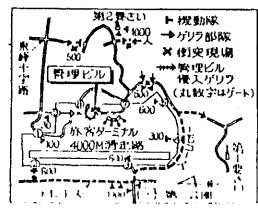
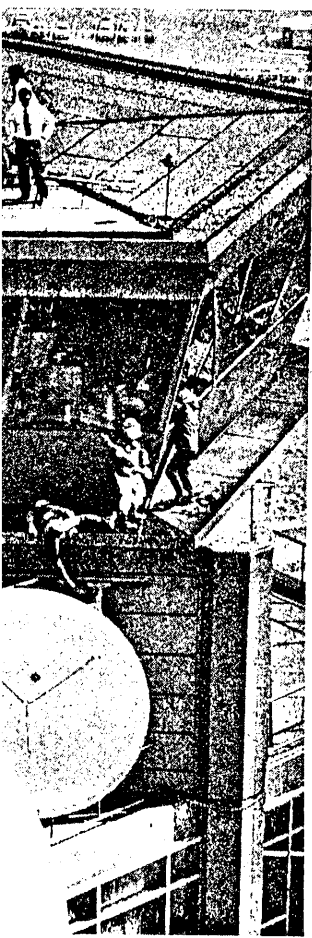
2 第三条第三項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

派6千人 云々モ

# 改派、成田管制室を破壊



【成田】西園寺副官の機銃掃射で、成田管制室の改派作業は一時中断された。管制室の改派作業は、26日午後10時頃から開始された。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。

## 2日運航開始は困難に 6人乱入、一時占拠 警備陣スキつかれる

同日午後5時、改派作業は一時中断された。管制室の改派作業は、26日午後10時頃から開始された。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。

管制室の改派作業は、26日午後10時頃から開始された。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。

合計15人逮捕

管制室の改派作業は、26日午後10時頃から開始された。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。改派作業は、管制室の改築工事と、管制室の改派作業とを同時に行うことになった。

インタビュー原稿の  
文責は編集部にあります。

破防法研究 別冊  
一九八九年二月一日  
編集・発行 破防法研究会  
東京都港区新橋二丁目1-1番地  
郵便振替 東京七二四六六六  
発売 文彩社  
東京都文京区本郷二丁目3-10  
定価 三五〇円

